

選択肢を
知ろう！

発達特性のある子どものための 進路チャート

未就学～就労までの道筋のまとめ

プラスモンテ®

モンテッソーリ教師・保育士 りっきー

凸凹のまち公式LINE登録者限定資料



©2026 プラスモンテ®

未就学期（0～6歳）

スタート

「ことばの発達・集団での様子・感情のコントロールなどで、気になることがある」



- 乳幼児健診（1歳半・3歳・自治体により5歳）での早期発見、経過観察
- かかりつけ小児科・保健センター・子ども家庭支援センターに相談
- 発達検査や専門機関の受診を検討



※未就学児の間は、診断がはっきりつかないケースもある。（特にADHD）

通所受給者証は、医師の意見書などで支援の必要性が認められれば診断がないorグレーゾーンでも申請できる

発達特性のある子どもの進路チャート（未就学～小学校）

通所受給者証ありの場合



通所受給者証なしの場合



① 児童発達支援（療育施設・通所型）

対象：支援の必要性が認められた未就学児

特徴：専門スタッフによる個別支援・小集団療育等

言語聴覚士、作業療法士、保育士など多職種対応の施設もあり
個別支援計画に基づき、進められる

公設の療育園・療育センターの他、民間の療育（保護者が個別に契約）もある

費用：3歳未満は自己負担あり（世帯収入に応じて減免制度あり）

無償化制度対応（期間：満3歳になって初めての4月1日から3年間）

利用形式：週1～5日程度の通所（受給者証の支給日数による・自治体により差あり）



並行して利用できるサービス 保育所等訪問支援

- 現在の園に支援者が訪問し、対応の仕方などを先生にアドバイスしてくれる
- 集団生活への適応をサポート（「保育所等」となっているが幼稚園・小学校でも利用可能）



② 認定こども園（標準教育認定）

対象：対象年齢の全国民

特徴：教育機能と保育機能を併せ持つ

「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの種類

保護者の就労状況に関わらず3歳児以上を受け入れ可能、7割以上が幼保連携型。

- 幼保連携型：認可幼稚園と認可保育園が連携し、一体的な運営を行うタイプ
- 幼稚園型：認可幼稚園が保育園の機能を追加し、長時間保育を行うタイプ
- 保育所型：認可保育園が幼稚園の機能を追加し、保育を必要としない子どもも受け入れるタイプ
- 地方裁量型：認可されていない幼稚園や保育施設が、特例的に認定こども園として認められたタイプ

認定区分（利用対象）：**子どもの年齢と保護者の就労状況に応じて3つの認定**

- 1号認定：満3歳以上、保育を必要としない（幼稚園的な利用）
- 2号認定：満3歳以上、保育を必要とする（保育園的な利用）
- 3号認定：3歳未満、保育を必要とする（保育園的な利用）

費用：保育料（**無償化制度対象：3～5歳児**）

発達特性への配慮の内容は園ごとに異なるのが実情・加配保育士の配置可能（要相談）

民間療育施設や療育園との併用可能（並行通園）



③幼稚園

対象：対象年齢の全国民

特徴：小学校以降の学習の土台を作る「教育」の場

学校教育法に基づく文部科学省が所管する施設で、集団生活、友人関係形成を重視

費用：**私学助成金対象（実質無償化）**・私立では上乗せあり

発達特性への配慮の有無や内容は園ごとに大きく異なるのが実情

理解度が園ごとに異なる（公立幼稚園が特性のある子の受け皿になっている自治体も）

④ 保育園（通常保育）

対象：保育に欠ける乳幼児（0歳～就学前・入園は就労要件など）

特徴：共働きなどで家庭での保育が難しい場合に子どもを預かる「福祉」の場

児童福祉法に基づくこども家庭庁（旧厚生労働省）が所管する施設

費用：**保育料（無償化制度対象：3～5歳児）**

発達特性への配慮の内容は園ごとに異なるのが実情

加配保育士の申請が可能・民間療育施設や療育園との併用可能（並行通園）



就学相談の流れ

就学相談会が実施される自治体も（年中の終わり頃）



保護者による申し込み（電話等で各学校や教育委員会へ）



関係者
顔合わせ

担当者による
園訪問 &
行動観察

教育委員会
との面談

医師面談
(発達検査)

学校見学

学校体験



希望を伝え、教育委員会による判定を待つ



結果通知・すり合わせ（場合により再検討）



就学先決定・就学通知

※申込から～判定までの
スケジュール・実施内容は
自治体によって異なる

就学前健診
(11月ごろ)

入学説明会
(1-2月ごろ)

年長
4-5月

夏休み
～年明け頃

小学校期（6～12歳）の過ごし方

① 通常学級（普通級）

② 通常学級（普通級）

+

通級指導教室

東京都では、
「特別支援教室」

③ 特別支援学級（支援学級）
知的級・情緒級

④ 特別支援学校小学部



困りごとが強い・不登校になったとき

- 学校と早めに共有（養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー）
- 教育相談センター、発達障害者支援センター、医療機関などへ相談

① 通常学級（普通級）

特徴：通常学級で同年代の友人と集団生活・学習指導要領は在籍学年通り

支援体制：合理的配慮の申請や個別の教育支援計画の作成が可能

課題：人員の面から個別対応が難しいケースも多い



② 通常学級（普通級）＋ 通級指導教室

対象：通常学級在籍の児童の中で、比較的軽度の特性で、学習面での大きな遅滞がない者

特徴：通常学級で過ごししながら週数時間、通級指導教室(別室)にて**専門的指導**を受ける

(自校になれば他校通級、保護者が送迎する必要がある場合が多い)

通級の支援内容：個別のニーズに応じ「自立活動」が指導の柱。学校生活での「聞く・話す・読む・書く・計算する」などの学習面のつまずきや、対人関係、感情コントロールの難しさにアプローチ

支援体制：個別の教育支援計画の作成・支援員の入り込み・保護者とのカンファレンス

課題：人員の面から個別対応が難しいケースもある

集団生活のストレス・学習内容に追いつけない可能性・いじめ・不適應のリスク

※東京都の「特別支援教室」では、支援員が巡回するスタイルが取られていることが多い

③特別支援学級（支援学級）

対象：学習上・生活上の著しい困難があり、特別な教育的支援が必要と認められた児童

特徴：少人数（最大1クラス8名）での専門的教育・**自立活動の実施**

各児童の能力・特性に応じ、生活スキル、社会スキルに重点を置いたカリキュラム

通常学級との交流頻度は地域差や学校差がかなり大きいいため、要確認

支援体制：個別支援計画の作成・必要に応じて加配支援員・在学中の通常級 ↔ 支援学級の転籍例も

知的支援学級

実用的な生活能力の育成に焦点。学習内容を精選し、基礎的な内容を繰り返す。下学年の内容を学習するケースもある。

- **生活単元学習：**実際の生活に結びついた活動（買い物、料理など）を通じて、知識・技術を統合的に学習する。
- **作業学習：**手先の巧緻性や集中力を高める活動
- **自立活動：**身体の動き、日常生活の動作の改善・克服（着替え、食事など）を重点的に行う。

情緒支援学級

知的発達に遅れがなく、情緒的な安定や社会性向上を必要とする児童が対象（実際は境界域・軽度知的も在籍）

- **通常学級の指導要領に準拠：**通常学級と同じ内容を学ぶ
- **個別の指導：**コミュニケーション等の課題に対し、個々の特性に応じた環境調整（静穏な場所の確保など）やサポートを行う。

例：ソーシャルスキルトレーニング（SST）

社会生活を円滑に送るために必要なスキル（挨拶、会話、感情コントロール等）を、具体的な練習を通して習得する。

④特別支援学校小学部

対象：知的障害が中程度以上の児童（地域差あり）、または、身体障害・聴覚障害・視覚障害、もしくは複数の障害がある児童

特徴：児童の実態に応じた個別的な教育課程・医療的ケアにも対応

専門性の高い教職員配置（特別支援学校教諭免許状あり・種別はさまざま）

臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師などの専門職と連携し、支援体制を構築している場合も多い

環境調整の個別性の高さ・学習環境のユニバーサルデザイン対応

支援体制：スクールバスの運行あり（遠隔地からの通学可能性も）

地域の学校との交流が限定的（例：居住地交流が年数回程度）

特別支援学校修了証（通常の卒業資格ではない）

中学進学時の進路選択が特別支援学校に限定される傾向



放課後等デイサービス

対象：支援の必要性が認められた小学生～18歳までの児童・生徒

特徴：学校終了後、放課後時間の支援、土日祝や長期休暇など
学習支援、運動プログラム、生活スキル指導、など特色のある事業所もあり、
内容は多岐にわたるため、地域情報の収集が重要

個別支援計画に基づき進められる・原則として**少なくとも6ヶ月に1回以上、
定期的な見直し（モニタリングと更新）**が義務付けられている

児童発達支援が併設されている施設もある（未就学児～18歳まで一貫した支援が受けられるメリットもある一方で、中学生以上が実際に在籍をしているかは要確認）

費用：自己負担あり（世帯収入に応じて減免制度あり）

利用形式：週1～5日程度、**学校→施設、施設→自宅への送迎ありの施設も**





中学校期（12～15歳）の過ごし方

中学校での主な学びの場

- 通常学級
- 通常学級＋通級指導教室（LD、ADHD、自閉症、情緒障害、言語障害などが対象）
- 特別支援学級（知的・情緒）
- 特別支援学校中学部

※発達特性の強さだけでなく、「どこなら力を発揮しやすいか」「進路をどのように考えるか」で選ぶ必要性が出てくるのが中学校
不登校（傾向）の生徒のための「リソースルーム」を備えている学校もある



支援学級で過ごす際に考慮するポイント

おもに
情緒学級

【重要】情緒支援学級と知的支援学級でのカリキュラムの違いを確認

おもに
知的学級

通常学級と同じテスト、同じ授業内容、同じ提出物であれば、内申点が通常学級の生徒と同じ基準でつけられることが多い。

支援学級の授業内容やテストが下学年のものだった場合、通常学級の生徒と同じ観点で内申点をつけることが難しくなる。

支援学級にいて内申点がつきづらい、あるいは低く見積もられる学校があれば、個別の特性に合わせて丁寧に評価する学校もあり、**実態は多様**なため、早めの見学・確認がおすすめ。

全日制の公立高校では内申点が重視されるため、支援学級での学習内容や評価が壁となる場合がある。
一方、私立高校・通信制・単位制・定時制の受験の際は、内申書（調査書）の評価の程度が異なる場合があり、相談が有効なケースも。

主な高校の種類

主な高校の種類

- 全日制高校（私立・公立&普通科・総合学科・専門学科・チャレンジスクール、エンパワメントスクールなどの各都道府県独自の取り組みもある）
- 定時制高校（昼間・夜間、ゆっくり通える、アルバイトとの両立）
- 通信制高校（在宅中心+スクーリング）+サポート校
- 高等特別支援学校
- 特別支援学校高等部
- 高等専修学校



進路を考えるタイミングの例

小5～小6：情報収集スタート。中学、支援学校中等部見学&卒業生の進路などを聞く。

中1～中2：得意・苦手・体力・学校生活の様子を整理。手帳所持者は次回更新のタイミング要確認！合同説明会・オープンスクールなどの参加を始める。（選択肢が多い場合、早めが良い）

中3：進路をある程度絞り、説明会参加、体験入学などで本人の意向を確認。

必要に応じた具体的な入試対策。

18歳以降を見据えた中学卒業後の進路選択

発達特性強め・支援重点の進路

- ・ 特別支援学校高等部、高等特別支援学校、高等専修学校
- ・ 支援体制の整った全日制・定時制・通信制＋サポート校
- ・ 支援学校高等部卒業後は、障害者雇用による就職のほか、就労移行支援や福祉的就労などにつながるケースも

発達障害グレーゾーン（未診断）・知的境界域の進路

- ・ 通常級や情緒級出身で、一定の学力はあるが凸凹や特性による生きづらさがある
 - ・ 人間関係や集団生活が負担になりやすい
- という前提で、次のような高校が相性よいことが多い：

発達障害グレーゾーンや知的境界域と相性が良いことが多い高校例

私立高校

- 少人数クラス、面倒見の良さを謳う学校
- 発達特性への理解を示している学校

通信制高校＋サポート校

- 通学日が少ない、ペースを自分で調整しやすい
- 教室が少人数で、個別対応が多い
- 卒業するには強い意志必要な面も

定時制高校（夜間）

- 日中の人混みを避けられる、アルバイトとの両立など柔軟に過ごすことができる



進路選択のポイント

- ・ 「偏差値が合うか」だけでなく
 - クラスの人数
 - 宿題・課題量・カリキュラムの進み方
 - 校則・雰囲気・卒業の難易度・進路
 - 先生の発達特性への理解・合理的配慮の実施状況

を重視して、見学・体験入学で実際の様子を確認する。まずは合同説明会等で校内の先生と話そう！

① 通常高校（普通科・専門科）＋通級指導教室



2022年度から、高等学校にも通級指導教室が制度化され、一部導入。

対象：発達障害やその特性のある生徒

特徴：通常高校の生徒として過ごす

週数時間、クラスの授業の一部に替えるまたは放課後等に加える形で、

別室での専門的支援（学習支援、コミュニケーション支援、生活スキル指導など）を受ける

通常の高등학교卒業資格取得可能（進学選択肢が全国の大学へ）

支援体制：まだ制度化されていない学校も多い（例：大阪府下では2024年度11校で導入）

事前に通級実施状況・単位認定について確認必須（通級の時間で抜ける部分を、自身で学習補填する必要がある場合も）

②総合学科のある高校



特徴：自分で時間割を組める（単位制を導入している場合あり）

多様な科目選択が可能で**高等学校卒業資格が得られる**

普通科と専門科の内容を両方学べる

個性的な学習プランで、興味を維持しながら学習を継続しやすい

支援体制：早期から専門的知識や資格取得を目指せるため、自己の強みを発揮しやすい

③定時制高校

特徴：昼間の定時制、夜間の定時制など形式あり

1日の授業時間が短く、4年間での卒業が多い（一部は3年）ので、学習ペースがゆったりめ

多様な年代の生徒が在籍、ただし中途退学率は比較的高く、自己管理能力が求められる

高等学校卒業資格が得られる

支援体制：集団生活や学習ペースに困難がある生徒

④ 通信制高校（+サポート校）

特徴：スクーリング（月数回の登校）＋自宅学習

インターネット上での講義も多く、外出が苦手な生徒も挑戦しやすい

極めて自由な学習スケジュール（その分**自己管理能力が求められる**）

3年間での卒業が原則で、**高等学校卒業資格が得られる**

支援体制：不登校経験者や学習環境の自由度を必要とする生徒、本人の学習ペースを優先したい場合にも安心。サポート体制は学校ごとに大きく異なる。

⑤ 単位制高校

特徴：学年制ではなく、単位修得により進級

学年による教育課程の縛りがなく、必要な単位を修得すれば

3年間で卒業できる柔軟な仕組みで、自分のペースで学習可能

高等学校卒業資格を得られる、固定のクラスがない・登校日が少ないなどの理由で、

友人関係が作りにくい場合も。



⑥ チャレンジスクール（4年制）

都道府県により、さまざまな特色を持った学校が増えている。

例：大阪府（エンパワメントスクール・ステップスクール）

東京都（チャレンジスクール）など地域により名称も異なる

特徴（東京都のチャレンジスクールの場合）：

小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、
頑張りを励まし、応援しながら、勉強や学校行事・部活動などを通して
学校生活を充実させる全日制の高校、生活指導に力を入れている

4年間での卒業を前提設計のため、少し余裕がある

中途退学者の再入学のサポートが充実している

高等学校卒業資格が得られる



※都道府県により、設置校、特色が違いため、居住地の情報を要確認

⑦ 高等専修学校（専門高校）

特徴：実践的な職業教育に特化

文部科学大臣が指定する「大学入学資格付与指定校」であれば、

高校卒業者と同等の「大学・短大・専門学校の受験資格」が得られる。

通信制高校と提携する学校を選べば、卒業と同時に高等学校卒業資格も得られる。

3年間で卒業が多く、インターンシップ・実習が充実

支援体制：職業技能習得を重視したい生徒や実践的学習を希望する生徒におすすめ

職業の例：

- ・情報系（プログラマー、Webデザイナー、ネットワーク技術者など）
- ・医療系（看護助手、医療事務など）
- ・製造業系（機械加工、自動車整備など）
- ・商業系（簿記、事務など）
- ・調理、美容、トリマー、動物飼育など



⑧ サポート校・学習支援センター（学習サービス企業）

特徴：通信制高校と連携し、週数日の通学形式で、通信制高校に在籍する生徒が3年間で確実に卒業できるよう、レポート作成の指導、個別学習サポート、メンタルケア、進路相談などを行う民間の教育施設**（学習サポート＋生活指導＋職業準備教育）**

発達障害に特化したサポート校も増加中

提携先の通信制高校の卒業資格を取得することができる

支援体制：通信制高校だけでは不安な生徒や、より充実した支援を希望する生徒におすすめ

利点：通信制高校単独より対人コミュニケーションの機会が多い

個別対応が丁寧

職業準備教育で就職に直結する学習も可能

費用：月数万～20万程度（通信制高校の費用に加える）と高額になる



⑨ 特別支援学校高等部

対象：障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）の程度が、特別支援学校の設置基準に該当する者。

「知的」の場合、療育手帳所持の他、医師の診断書等知的障害があることを証明できるものがあれば、許可されることがある。

特徴：専門性の高い職業訓練に特化し、生活スキル・社会スキルの集中指導実習や作業学習が充実し、実践的な技能が習得できる

卒業資格：特別支援学校修了証（高卒資格ではない）

メリット：卒業後の福祉サービス、就労支援への接続がスムーズ
障害者雇用枠での就職実績が豊富なところが多い

課題：高卒資格がないため、進学が限定される（大学の受験資格を得ることは可能）

高卒資格取得への代替案：

高等専修学校と連携した制度あり（地域による）

高卒認定試験（旧大検）の受験で高卒資格取得も可能



⑩高等特別支援学校



対象：知的障害の認定（療育手帳所持の他、医師の診断書等知的障害があることを証明できるものがあれば、許可されることがある。）

自主的な通学が可能であることが必須要件

特徴：徹底した「職業教育」と手厚い「就労支援」を行い、生徒を「職業人」として育成することに特化したカリキュラム編成となっている
週の授業の大半を「専門教科」で実習や作業に使う

特別支援学校修了証（高卒資格ではない）

入試：「適性検査」と「面接」を実施

（例：大阪府→小学校卒業程度の学習内容が適性検査で出題される）

支援体制：一般就労という明確なゴールに向けた専門性の高さがメリット

進学する生徒はほぼおらず、一般就労（障害者雇用）を目指す

高校卒業後～社会参加までの進路の例

1. 進学ルート

進学する

- 大学・短大
- 専門学校
- 福祉型カレッジ（生活・社会スキルを学びつつ就労準備）

※大学・専門学校には、障害学生支援室や学生相談室があることが多く、診断ありでなくても相談に乗ってくれる場合がある。合理的配慮は国立大学が進んでいるところが多め。

2. すぐ就職ルート

卒業後すぐ一般就職・福祉型就労

- 正社員・契約社員・アルバイトなど
- 高校の進路指導、ハローワークなどで求人を探す
- 職場での適切な配慮をどこまで開示・相談するかも検討する（オープン就労・クローズ就労）
- 就労継続支援A型・B型

3. 就職の準備ルート

「そのまま就職は不安」
「続けられるか心配」などときの選択
技能を身につけつつ就職を目指す

- 就労移行支援事業所：働くための準備訓練（ビジネスマナー、職場体験等）
- 自立訓練（生活訓練）
- 職業訓練校（障害者職業能力開発校等）

発達障害グレーゾーン・大人になって特性に気づいた場合

- 就労移行支援・自立訓練などの障害福祉サービスは、
 - 診断書
 - 医師の意見書

があれば利用できる場合があります。
自治体によって条件が異なるため、市区町村の障害福祉窓口で確認が必要です。

対象: 特別支援学校や高等特別支援学校を卒業した18歳以上（自治体により15歳以上）の知的障害、精神障害、身体障害、発達障害、および障害者総合支援法の対象となる難病

手続き: 市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要あり

通学: 基本は自力での通学

特徴: 生活能力向上と就労準備を目的とする「福祉と教育を掛け合わせた」

多機能型事業所（自立訓練・就労移行支援など）

- 生活訓練＋就労訓練: 1・2年次で生活スキル（自立訓練）を、3・4年次で就労に向けた実践訓練（就労移行支援）を行うなど、段階的なカリキュラム構成が多い。
- 大学や専門学校のような形式をとり、自主ゼミや講義、資格試験の勉強など、継続的な学習習慣を身につける。
- 知識や技術の他、コミュニケーション能力、メンタルヘルス、経済、マナーなど社会適応能力も学ぶ。単に就職するだけでなく、青年期に豊かな生活を送るための「居場所」としても機能。



就労や就労準備のための施設

< 一般就職 >

一般雇用（開放求人）

障害者雇用（障害者枠）

※特例子会社等含む

< 福祉型就労 >

就労継続支援A型（A型事業所）

=雇用契約あり

就労継続支援B型（B型事業所）

=雇用契約なし

その他、

就労移行支援（一般就労を目指す）

障害者職業能力開発校

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・生活介護

地域活動支援センターなど



福祉型
就労

就労継続支援A型（A型事業所）

対象：一般企業での就労が困難な障害者。雇用契約を結んで働くため、働く意欲を持ち、週数日～の安定勤務を目指す人。

特徴：企業との**雇用契約を締結**・最低賃金以上の給与が保障される事業所の支援を受けながら就労・健康保険などの各種保険加入
定員20～40名程度・食堂、リハビリ設備などが整備される事業所も。

給与の目安：月額8万～20万円程度（全国平均：約13万円）

地域・事業所により大きなばらつきあり

メリット：実質的な賃金保障・社会保険加入（時間等一定条件満たす場合）

課題：定員が限定的・利用者負担あり（月数千～1万円程度）

事業所ごとの質のばらつきが大きい・離職率が比較的高い

その後の進路：一般企業への移行（A型からの移行支援あり）

B型への移行・継続利用



福祉型
就労

就労継続支援B型（B型事業所）

対象：A型の就職が困難な者・一般企業での就労が困難な者

特徴：雇用契約なし（利用者）・簡単な作業を中心に実施
工賃として報酬を受け取る

作業内容：下請け加工、製造、販売、作業分解作業など

工賃の目安：月額5,000～20,000円（全国平均：約15,000円）

A型より低い傾向があり、これだけでの生活は難しい

メリット：雇用契約がないため就職プレッシャーが低い

本人のペースで作業参加が可能・日中の活動拠点確保・対人交流の機会

課題：工賃が低い（生活保護との併用が多い）・一般就労への移行が困難

事業所ごとの工賃格差が大きい

その後の進路：A型への移行（本人の成長による）・B型継続利用（多くのケース）



就職の準備
ルート

職業訓練校（障害者職業能力開発校）とは??

対象：中卒以上で就職希望者、障害者手帳取得者（取得者優先）

特徴：国が設置、都道府県が運営

6ヶ月～1年間の無料訓練

職業スキル習得＋生活スキル指導

ハローワークの職業相談員による就職支援

訓練職種の例：

- ・IT関連（Webデザイン、プログラミング、事務など）
- ・製造業（機械加工、電気など）
- ・サービス業（介護、飲食など）
- ・流通・商業（事務、営業補助など）

メリット：無料で職業訓練が受けられること、訓練生活のサポートや

就職支援が手厚いこと、修了生の就職率が比較的高い

課題：選考試験がある程度あり、定員が限定的・人によっては訓練内容が合わない場合も





対象：一般企業への就職を目指す障害者・一定程度の就労能力がある者

特徴：最長2年間の支援期間・就職に必要なスキル習得＋企業実習

ハローワークや企業との連携・企業開拓による求人確保

職場適応訓練や定着支援の実施

支援内容：ビジネスマナー、パソコンスキル、対人スキル、ストレス対処法

企業でのインターンシップ・面接対策、職場定着支援など

メリット：就職に特化した支援・在籍期間は無料（利用者負担なし）

就職後でも定着支援がある

課題：就職実現までの時間がかかる・本人の就職意欲が問われる

その後の進路：一般企業への就職（就労継続支援A型、B型の選択肢も）

就職失敗後の相談・再支援あり



対象：就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）などの

就労系サービスを新たに利用する人や利用更新を行う人

特徴：障害のある方が自分に合った働き方や職場を主体的に選べるよう

2025年10月～：就労継続支援B型を新たに利用する際、原則として

このサービスの利用が必要に

2027年4月～：就労継続支援A型や就労移行支援の利用者にも拡大予定

本人の希望、能力、適性をアセスメントし、就労継続支援（A型・B型）や就労移行支援、

一般雇用などの中から最適な選択肢を見つける手助けをする。

支援内容：原則1ヶ月（市町村が必要と認める場合は2ヶ月）

作業体験、適性チェックを通して能力や特性を明確にする「就労アセスメント」を実施する

メリット：本人の可能性を最大限に引き出し、ミスマッチを防ぐことが期待

アセスメント結果を本人、家族、関係者と共有し、将来の就労先検討に活用



対象：生活スキル、社会スキルの習得が必要な者

日中活動の場を必要とする者・将来の一人暮らしや自立を考え、

軽度または中等度の障害者の利用が多い

特徴：就労を目指さない・生活スキル習得に重点・日中活動の拠点確保

利用期間：最長3年

内容：食事、衛生、睡眠などの生活管理・対人スキル向上・集団生活への適応

公共交通の利用、買い物、銀行利用などの社会スキル

メリット：ゆっくりとしたペースで生活スキル習得・本人のペースでの参加

その後の進路：生活訓練継続・就労継続支援への移行・グループホーム入居



対象：生活能力の向上を目指す者・日中活動の場を必要とする者

重度の障害者の利用者が多い（利用できる障害認定区分が決まっている）

障害者向けの就労サービスの利用が困難な方向け

特徴：就労を目指さない・生活スキル習得に重点・日中活動の拠点確保

利用期間：制限なし（ただし65歳以上の高齢者になると利用できなくなる）

内容：そうじや洗濯など日常生活の訓練・創作活動などのレクリエーション

メリット：ゆっくりとしたペースで生活スキル習得・本人のペースでの参加

成人後の暮らしの長期的な展望

働き方と暮らし方

- 親元で暮らしながら通学・通勤
- 一人暮らし+必要に応じて
自立生活援助などの支援
- **グループホーム**や地域生活支援
- 拠点の利用

いつでも相談できる窓口

(地域によって名前は変わります)

- 発達障害者支援センター
- 就労支援センター
- 障害者相談・生活支援センター
- 区市町村障害福祉課・保健センター

将来に向けて考えておきたいこと

- 障害者手帳の取得 (診断ありの場合)
- 障害年金や各種手当
- 親亡きあとを見据えた、財産・住まい・
後見人等の準備・きょうだい見のこと



発達特性のある子どものための進路チャート

(注意事項) こちらの情報は、2026年2月13日現在の情報です。

掲載された情報については、保護者である作成者が情報収集したものです。
地域差・学校差もありますので、お住まいの地域で必ず当てはまるとは限りません。

また、制度は変更される可能性があります。必ず、ご自身で
居住地の情報をお確かめの上、参考程度にご活用ください。

また、転載や流用についてはご遠慮ください。

いかがでしたか？
感想いつでも
お待ちしております！

「凸凹のまち」
はこちら↓



最後までご覧いただき
ありがとうございました！